

地保第 号  
年 月 日  
(20～年)

様

金沢市保健所長

入院勧告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条第 1 項（第 26 条の規定により準用する第 19 条第 1 項）の規定により、次のとおり入院することを勧告します。

対象者の氏名及び住所	金沢市
入院の勧告を行う理由	当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため
入院すべき期限及び医療機関	年 月 日
入院すべき期間	入院から 72 時間 年 月 日から 年 月 日まで
この勧告に従わない場合の措置	<p>この勧告に従わない場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条第 3 項（第 26 条の規定により準用する第 19 条第 3 項）の規定によりこの勧告に係る者を入院させる措置を実施することがあります。</p> <p>また、この勧告若しくは措置を受けた場合にあって入院の期間中に逃げた場合、又は入院の措置を受けた場合にあって正当な理由なく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合、感染症法第 80 条の規定により 50 万円以下の過料に処されます。</p>
入院患者の退院に関する事項	上記の入院期間中であっても、当該入院に係る感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失していることが確認されたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 22 条第 1 項（第 26 条の規定により準用する第 22 条第 1 項）の規定により退院させることとします。
退院の請求について	入院している患者又はその保護者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 22 条第 3 項（第 26 条の規定により準用する第 22 条第 3 項）の規定により、金沢市保健所長に対して退院の請求ができます。
その他必要と認める事項	なし